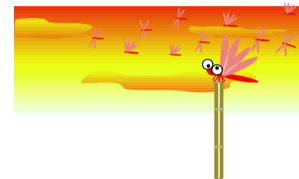


## 10月の税務カレンダー

住民税普通徴収 第3期  
国民健康保険税 第4期  
長崎市ホームページより



## 電子帳簿保存法が改正されました

令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」の改正等が行われ、帳簿書類を電子的に保存する際の手続き等について抜本的な見直しがされました。この改正は令和4年1月1日に施行されましたが、ほとんどの事業所で準備不足であるという現状を踏まえ、2年間の猶予期間が設けられました。

### 《電子帳簿保存法とは?》

- ①個別税法等により紙保存が義務付けられている帳簿や書類（国税関係帳簿書類）について、一定の要件を満たした上で、電磁的記録（電子データ）による保存を可能とする制度
- ②個別税法等により保存義務がない電子取引記録（電子的に授受した取引情報）について、電磁的記録による保存を義務づける制度

### 《電子帳簿保存法上の区分》

- ①電子帳簿等保存 会計ソフト等で電子的に作成した帳簿（仕訳帳、総勘定元帳）  
電子的に作成した国税関係書類（財務諸表、請求書控え）
- ②スキャナ保存 紙で受領・作成した書類を画像データで保存（紙の請求書、領収書）
- ③電子取引に係るデータ保存 電子的に授受した取引情報をデータで保存（ネット上からダウンロード、電子メール取引）

### 《改正事項》

- ①電子帳簿等保存  
税務署長による事前承認制度の廃止、優良な電子帳簿に係る過小申告加算税の軽減措置を整備、最低限の要件を満たす電子帳簿についても電磁的記録による保存等が可能
- ②スキャナ保存  
税務署長による事前承認制度の廃止、タイムスタンプ要件・検索要件等の緩和、適正事務処理要件の廃止、スキャナ保存された電磁的記録に関連した不正があった場合の重加算税の加重措置を整備
- ③電子取引に係るデータ保存
  - ・タイムスタンプ要件・検索要件等の緩和
  - ・適正な保存を担保する措置の見直し
  - (1) 申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、その電磁的記録の出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができる措置の廃止  
※消費税における電子取引の取引情報等に係る電磁的記録については、引き続き出力書面による保存が可能  
※令和5年12月31日までに行う電子取引については、保存すべき電子データを出力書面により保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていればよい
  - (2) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備

この改正について具体的にどのように対応していくか、後号でお知らせいたします。

### 〈政府税制調査会「相続税・贈与税に関する専門家会合」を開始! ?〉

政府税制調査会では、令和4年9月16日総会を開催し、「相続税・贈与税に関する専門家会合」を設置し、「資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築に向けた相続税・贈与税のあり方について、専門家会合を設置し、検討することになった。来年度の「税制改正大綱」に専門家会合の成果が盛り込まれるのか?大いに注目する必要があります。